

「紫波町地域企業経営継続支援事業費補助金（家賃・地代補助）」

申請要領

新型コロナウイルス感染症のまん延により、売上げが減少し、経営に影響が出ている町内中小企業者に対し、経営を圧迫する固定費の一つである事業所に係る賃借料（家賃・地代等）の一部を補助し、事業継続に向けた取り組みを支援します。

【対象者】

○町内で店舗等を賃借により営業する者で、次の要件に全て該当する方。

①	町内中小企業者で指定業種を営んでいる（詳細はP4～P5をご確認ください）
②	令和4年7月から令和4年9月の間のいずれかひと月の売上が令和元年同月と比較して30%以上減少している ※創業から間もない者であって令和元年の売上げとの比較ができない場合は、創業から売上げを比較する月までの間のいずれか一月の売上げを令和元年同月の売上げとみなします。

【対象経費および補助額】

対象経費	町内に所在する令和4年7月から令和4年9月分の店舗等の家賃、付随する借地料（駐車場合む）等
補助額	対象経費（賃借料3か月分）の50%（上限30万円）

※詳細は次ページをご確認ください

【申請受付期間】

令和4年10月3日～令和4年11月30日 ※当日必着

※予算の上限に達した場合は、申請期限前であっても受付を終了いたします。

【提出・問い合わせ先】

〒028-3392

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

紫波町 産業部 商工観光課

電話：019-672-2111（内線2214）

メール：kanko@town.shiwa.iwate.jp

※申請手続きについて（お願い）

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、申請書類は原則郵送での提出をお願いします。

なお、窓口で申請する際は、感染症拡大の予防（マスクの着用等）にご協力をお願いします。

【対象経費】

対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ●店舗等の家賃 ●店舗等に付随する借地（駐車場合む） ●契約書で毎月定められている共益費 ●契約書で毎月定められている固定的経費（清掃費、警備費など）
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ●水道光熱費・電話代などの変動経費 （※請求金額や支払い金額が月によって変わる経費） ●振込手数料、口座振替手数料、決済手数料、契約更新費、保険料、販売促進費、組合費、町内会費、レジ・貸金庫代…など ●賃借物件が自ら（個人事業主本人や法人の代表者など）の所有物件である場合 ●賃借物件が自らと生計を一にする者（親族など）の所有物件である場合 （※賃借人と賃貸人の住所が同一であるが、生計同一でないとする場合は、世帯分離届などの公的な証明書類を添付してください） ●賃借物件を転貸しており、実質的な家賃等の負担がないと認められる場合 ●賃料の全額が売上に比例して精算されている場合 ●賃借物件のうち、居宅として使用している部分の経費

【補助額】

賃借料 **（税抜）** 3か月分の50% ※上限 30万円補助

例) 月額賃借料 50,000円（税抜）×3か月分×50%＝ 75,000円 補助額 75,000円
 月額賃借料 25,000円（税抜）×3か月分×50%＝ 37,500円 補助額 37,000円
 （千円未満切捨てのため）
 月額賃借料 250,000円（税抜）×3か月分×50%＝ 375,000円 補助額 300,000円
 （上限30万円のため）

※事業のための建物の賃借は、消費税の課税対象となるため、契約書に記載された賃借料から消費税相当額を控除してください。

※土地の貸付けについては、消費税の非課税対象ですが、契約期間が1か月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合は、消費税の課税対象になります。

【必要書類について】

①	紫波町地域企業経営継続支援事業費補助金交付申請書（様式1）		
②	申請内容明細書（様式2）		
③	誓約書（様式3）		
④	事業を行っていることが確認できる書類		
	〈個人〉	令和3年分所得税確定申告書第一表の写し又は令和4年度町民税・県民税申告書の写し等	
	〈法人〉	直近の確定申告書別表第一又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し等	
⑤	対象月の売上げが確認できる書類（売上台帳等）		
⑥	比較月の売上げが確認できる書類		
	〈個人〉	白色申告の場合	令和元年分収支内訳書又は売上台帳の写し等
		青色申告の場合	令和元年分所得税青色申告決算書の写し等
	〈法人〉	法人事業概況説明書の写し等	
	※創業から3年を経過していない者にあつては、開業届及び選択した月の売上げが確認できる書類の写し		
⑦	賃借料が確認できる書類（賃貸借契約書、利用契約書の写し等）		
⑧	賃借料を支払ったことが確認できる書類（領収書又は口座引落が分かる通帳の写し等）		
⑨	紫波町地域企業経営継続支援事業費補助金請求書（様式4）		

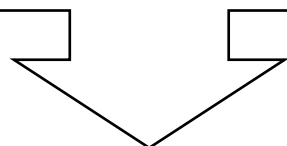
※⑦賃借料を支払ったことが確認できる書類（領収書又は口座引落が分かる通帳の写し等）について
令和4年7月分から令和4年9月分として支払ったものをご用意ください。

〔例〕先払いの場合：6月、7月、8月に支払った際の領収書等
当月払いの場合：7月、8月、9月に支払った際の領収書等

【対象者 規模・指定業種要件】

①規模

中小企業者		
業種	資本金	従業員
製造業 その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下



②指定業種（日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる業種）

業種	大分類	業種
飲食業	M（宿泊業、飲食サービス業）の一部	76 飲食店
		77 持ち帰り・配達飲食サービス業
小売業	I（卸売業、小売業）の一部	50 各種商品卸売業
		51 繊維・衣服等卸売業
		52 飲食料品卸売業
		53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
		54 機械器具卸売業
		55 その他の卸売業
		56 各種商品小売業
		57 織物・衣服・身の回り品小売業
		58 飲食料品小売業
		59 機械器具小売業
60 その他の小売業		
サービス業	G（情報通信業）の一部	39 情報サービス業
		40 インターネット附随サービス業
	J（金融・保険業）の一部	67 保険業（保険媒介代理業、保健サービス業を含む）
		69 不動産賃貸業・管理業
	K（不動産業、物品賃貸業）の一部	70 物品賃貸業
		72 専門サービス業（他に分類されないもの）
	L（学術研究、専門・技術サービス業）	73 広告業
		74 技術サービス業（他に分類されないもの）
	M（宿泊業、飲食サービス業）の一部	75 宿泊業
	N（生活関連サービス業・娯楽業）	78 洗濯・理容・美容・浴場業

		79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
	○（教育、学習支援業）	81 学校教育 82 その他の教育，学習支援業
	P（医療、福祉）	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
運輸業	R（サービス業）の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業
	H（鉄道業、道路旅客運送業）の一部	42 鉄道業のうち下記 小分類4 2 1 鉄道業 細分類4 2 1 1（普通鉄道業） 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業